外国資本及び外国人による日本国内土地買収への対応に関する質問主意書

出者 小池政就

提

外国資本及び外国人による日本国内土地買収への対応に関する質問主意書

買収に関しては、平成二十三年に森林法が改正され、平成二十四年四月に、 る制度が開始したことにより(森林法第十条の七の二) 日新聞平成二十四年十二月二十五日、日本経済新聞北海道平成二十五年四月九日等)。 外国資本による森林買収の事実および将来にわたる水源確保への懸念について、 、森林所有者について森林買収後の調査は可能と 土地取得後に届出を要するとす 報道がなされてきた 外国資本による森林 (朝

馬県、 の取 なお、 り組みが進展している。 埼玉県、 地方独自の取り組みとして、水源地域による土地の買収等について事前届出の義務を課す条例策定 富山県、 石川県、 取組道県は、 福井県、 山梨県、 平成二十五年九月時点で十一道県 長野県、 岐阜県) である (林野庁資料より) (北海道、 山形県、 茨城県、 群

なった。

月二十一日、 また、 自衛隊施設の近隣の土地が外国資本に買収されたとの報道もなされている 長崎新聞平成二十一年九月十三日、 産経新聞平成二十二年十一月二十七日、 (長崎新聞平成二十年四 産経新聞平成二十

防衛施設周辺の土地の取引に関しては、 安倍内閣総理大臣は平成二十五年十月二十二日衆議院予算委員会 五年九月十九日等)

にて「政府としても、 防衛施設周辺の土地の取引の規制のあり方については、 安全保障上の重要性に鑑み、

関係省庁間 の連携を図りつつ、 制限の必要性や個人の財産権 の保護、 国際約束との整合性等の諸事情をも総

合的に考慮した上でしっかりと検討していきたい。」と答弁している。

これらの事情を踏まえて、以下の点について、政府の見解を伺いたい。

「防衛施設周辺の土地の取引の規制のあり方について」「検討していきたい」との答弁があったが、政

森林法による規制について、事前の届出制ではなく事後の届出制を採用した理由を伺いたい。

府として、安全保障上の必要性がある場合、どのような対応をとることが可能であると考えているのか。

右質問する。